

平成19年度

筑波大学大学院人間総合科学研究科学校教育学専攻

博士論文要旨

- | | |
|-------|---|
| 國分 麻里 | 植民地期朝鮮の普通学校における「朝鮮事歴」の研究
— 郷土史教授の視点から — |
| 李 賢 珍 | 日本語の会話教育におけるコミュニケーション
方略指導の研究
— 韓国人日本語学習者を対象として — |
| 石田 喜美 | 「ピア・グループ」による
メディア・リテラシー学習の支援に関する研究 |
| 神谷 拓 | 戦後わが国における「教育的運動部活動」論に
関する研究 |

博士論文要旨

植民地期朝鮮の普通学校における「朝鮮事歴」の研究

— 郷土史教授の視点から —

國分麻里*

1. 研究の目的と方法

1919年の三・一独立運動の後、朝鮮総督府（以下、総督府）は朝鮮教育令の部分的改正を断続的に行ない、朝鮮人児童の通う普通学校の修業年限を4年から原則6年へと変更した。この措置に伴ない歴史授業が開始され、総督府は日本歴史や関係史とともに「朝鮮事歴」（以下、「」は省略）を織り込んだ新教科書『普通学校国史』（上巻：1922・下巻1923）を編纂する。朝鮮事歴とは、普通学校の歴史教科書に叙述された朝鮮王朝史であり、①日本との関係、②中国との関係、③朝鮮の政治的変遷、④朝鮮の文化史により構成されていた。

しかしながら、総督府がどれだけ統治に都合よく朝鮮事歴を読みかえたとしても、朝鮮の歴史であることには変わらない。ここで総督府が朝鮮事歴教授のために注目したのが、郷土史教授の特性である。元来、郷土史は郷土の歴史を指す言葉である。けれど、それをを用いる側の目的や方法にしたがい、「各地方の特色ある歴史」という側面とともに「中央史を具体化した歴史」という両義性を有した特性を持つようになる。総督府は、この後者の側面を利用して、朝鮮事歴を日本歴史への従属や関係下に置こうとした。

朝鮮事歴に関する先行研究では、総督府学務官僚および朝鮮人側の動向により、その教授目的と教科書叙述の内容が分析されているものの、郷土史との関係を中心的なものとして見なしていない。だが、総督府は1920年代初頭より朝鮮事歴を日本歴史の郷土史とみなす政策を打ち出しており、郷土教育を背景とする郷土史教授からの分析がなければ、その実態を明らかにすることはできない。そこで本研究は、郷土史教授の特性により朝鮮事歴を検討することで、その歴史的意味を明らかにする。

この目的を達成するために、本研究で設定した研究の方法を示すと次の三点と

※社会科学教育学

なる。第一の方法は、朝鮮事歴に対する総督府の政策をより具体的なところまで明らかにし、総督府の政策レベルと教授レベルでの状況を比較検討することである。第二の方法は、総督府の政策決定の要因をできるだけ詳細に把握することである。第三の方法は、教育内容だけでなく、教育方法やその背景にある教育思潮に着目することである。次に、本研究は郷土史教授の特性から朝鮮事歴を以下の4時期区分によって分析する。この時期区分の基準は、(a) 朝鮮教育令の改正など制度的な出来事、(b) 三・一独立運動などその後の総督府の政策変更と因果関係が認められる事件・事項、(c) 「教育の郷土化」など「内地」から流入した教育思潮が文書により認められる時の三点である。なお、本研究で使用する主な史料は、次の三種類に大別される。一つ目は、総督府編纂の歴史教科書や『教科書編纂趣意書』『官報』など総督府関連の史料である。二つ目は、『文教の朝鮮』『朝鮮の教育研究』『朝鮮教育新聞』などの教育雑誌記事である。『朝鮮教育新聞』は、現在までほとんど使用されていない史料である。三つめは、『東亜日報』『毎日申報』などの新聞記事である。

2. 論文の要旨

本論文は序章と終章を除き、全五章で構成した。序章では、植民地期朝鮮における朝鮮事歴と郷土教育および郷土史教授に関する先行研究、本研究の目的と方法および論文構成について述べた。その概略は1に記した通りである。

第一章では、1919年～1922年の朝鮮事歴の形成過程と構成要素、および叙述内容を明らかにした。1919年の三・一独立運動後、総督府は歴史授業の中で日本歴史や日本と朝鮮の関係史とともに朝鮮王朝史である朝鮮事歴の教授を始めた。朝鮮教育令の改正（1922）に合わせて『普通学校国史』（巻一・二）が出されるまでの1920年から1922年まで、総督府は朝鮮事歴と関係史を『尋常小学校補充教材』（以下、『補充教材』）として編纂した。この朝鮮事歴の教授は、韓国併合の「正当性」を理解させるために、朝鮮歴史そのものを読みかえることを目的としていた。そのため朝鮮事歴の叙述は、日本や中国への従属および関係を示す①日本との関係、②中国との関係だけでなく、朝鮮の独自性を示す③朝鮮の政治的変遷、④朝鮮の文化史の4要素により構成されていた。しかし、このような内容を持つ朝鮮事歴の教授に関しては、総督府自身も『補充教材』の内容以上のことを教えることを厳に戒めていた。①や②で朝鮮歴史を都合よく読み替えたとはいえ、朝鮮人

児童に③や④のような朝鮮歴史の独自性を教授することの恐れからであろうか。最低分量の朝鮮事歴教授を総督府は望んでいたのである。

第二章では、1922・1923年の『普通学校国史』編纂に伴う朝鮮事歴の、郷土史教授の特性による再構成の過程を明らかにした。改正された1922年の朝鮮教育令において、朝鮮事歴の教授は正式に位置づけられた。それを基に編纂した『普通学校国史』では、総督府は朝鮮事歴を郷土史教授の特性により再構成し、日本歴史や関係史と合わせて編纂した。郷土史教授の特性とは、郷土史教授が「各地方の特色ある歴史」とともに「中央史を具体化した歴史」という両義性を持つことを指している。総督府は「中央史を具体化した歴史」という後者の側面を利用して、朝鮮事歴を日本歴史の郷土史としてその従属および関係を強調しようとした。この背景には、できる限り教材に身近な郷土の内容を直観教材として組み込み、児童の理解を助けようとする「内地」から流入した「教育の郷土化」という郷土教育の考え方があった。総督府のこのような朝鮮事歴に対する意図は、教科書叙述では日本歴史単元に朝鮮事歴を組み込むことや、年代の挿入および日本に対する呼称に反映された。郷土史としての役割を朝鮮事歴が担わされたのである。ところが、このような総督府の教授意図とは異なり、総督府と関係の深い朝鮮教育会に所属する教師集団は、郷土史として教授されているはずの朝鮮事歴と日本歴史の間には何ら関係がないことを指摘し、朝鮮事歴叙述の改善を求めていた。

第三章では、1932・33年の『普通学校国史』改訂に伴ない朝鮮事歴が量的拡大のために日本歴史と同等の独立単元化を果たしたために、郷土史という位置から自ら逸脱していく過程を明らかにした。1920年代後半に、教科書の朝鮮事歴が郷土史の役目を果たしていないという教師からの指摘があったにもかかわらず、総督府は1930年代に改定する『普通学校国史』（1932・33年版）では、内容においては日本や中国への従属や関係を強めたものの、朝鮮事歴の量的拡大に努めた。この背景には、当時、「内地」から流入した郷土教育運動の影響があった。朝鮮の総督府関係者や教師が受容したのは、主観的・感情的な郷土教育論であった。このような中で、総督府は『普通学校国史』の改訂版（1932・33年）においては、郷土史を増加するという理由により朝鮮事歴の叙述分量を増大し、日本歴史と対等な独立単元化を図った。しかし、結果的にこれらの処置は、朝鮮事歴が日本歴史と対等なものであるということを示すこととなり、日本歴史の郷土史という従属的な位置からの逸脱を招くこととなる。さらにこの時期は朝鮮事歴の教授

に加えて、「内地」と同じように、朝鮮の教師は朝鮮人児童の身近にある郷土史を用いた歴史授業を行なった。ただし、その教授内容は朝鮮の郷土史自体を教授することは避け、日本歴史と関係のある郷土史だけを用いるものであった。

第四章では、1934年からの在朝日本人からの朝鮮事歴に対する批判を受け、改訂された『普通学校国史』において朝鮮事歴の郷土化が強化され、最終的には朝鮮事歴が教科書叙述から削除される過程を明らかにした。1932・33年版『普通学校国史』が編纂された翌年の1934年、朝鮮歴史のパンフレットを作成して必要以上に朝鮮の歴史を教授しているとして、朝鮮人生徒の通う京城中央高等普通学校を総督府が摘発した。総督府の朝鮮歴史に対する対応に注目が集まる中で、『普通学校国史』では、日本歴史と関係のない朝鮮の歴史が教授されているとして在朝日本人からの批判を受ける。その結果、改訂された1937年版『普通学校国史』の朝鮮事歴において、総督府は朝鮮の独自性を示す叙述を中心に朝鮮事歴を削減する反面、日本との関係を叙述した箇所は残し、その郷土化を強化した。その後、最終的に1941年編纂の歴史教科書である『初等国史』により朝鮮事歴の叙述は削除された。

第五章は、本研究の考察部分に当たる。ここでは、1920年代初頭より日本歴史の郷土史として教授された朝鮮事歴の歴史的意味を、郷土史教授の特性より明らかにした。総督府は、両義性を持つ郷土史教授の特性のうち「中央史を具体化した歴史」の側面を利用して、朝鮮事歴を日本歴史の郷土史として教授することで、その従属および関係を強調しようとした。しかしながら、片方を強調したからといって、もう片方の特性が消えることはない。つまり、郷土史教授を行なうことは、「各地方の特色ある歴史」を教授するという「危険性」をも内包していたのである。このような諸刃の剣ともなりうる郷土史教授については、総督府学務官僚よりも直接的に朝鮮人児童に対峙する教師のほうが自覚的であった。しかし、1930年前後に「内地」で隆盛していた郷土教育論の受容がその判断を鈍らせたと言えよう。当時の代表的な郷土教育論は、郷土を学習すればするほど郷土愛が高まり、愛国心を涵養することができるという主観的・感情的なものであったからである。また、日本歴史と関係の深い身近な郷土史を授業で取り上げることで、朝鮮人児童に日本歴史に興味を引かせるという教師側の思惑もあった。しかし、朝鮮事歴は日本との関係だけでなく、朝鮮の政治的変遷や文化史も含まれている。これは朝鮮歴史自体を読み替えることが朝鮮事歴政策の目的であったためだが、

逆に朝鮮歴史の独自性を教授することを意味していたのである。

さらに、郷土教育が隆盛であった1930年前後においても、「内地」では、郷土史と中央史の性質は異なることや、郷土愛から愛国心へ至る過程が曖昧であることを指摘する論者も少数ながら存在していた。だが、朝鮮においては郷土史である朝鮮事歴と日本歴史との関係が深く追求されることはなかった。けれど、教師や教育関係者の反応を見ると、日本歴史の郷土史として教科書に叙述されていた朝鮮事歴が総督府の考える役目を果たしていないことは明らかである。これは、「内地」では不明確であった郷土史と中央史の関係が、植民地朝鮮でより明確になったと言えよう。つまり、朝鮮事歴における郷土朝鮮と国家日本との関係は分離していたとすることができるのである。

終章では、本研究を総括し、今後の課題を提示した。本研究により、朝鮮事歴を教授した総督府の意図と実際の教科書叙述にはズレがあったことを、教育関係者や教師の言説および指導案の分析により明確にした。さらに、従属・関係を強調するために、朝鮮事歴を日本歴史の郷土史として教授するという総督府の政策自体が、その教授内容や方法の面より見て、教授当初より自己矛盾を抱えていたことを明らかにした。これらのことは、教科書叙述の分析が主であったこれまでの先行研究では明らかに出来なかったことである。

3. 目次

序章

第一章 朝鮮事歴の形成

第一節 三・一独立運動の影響と朝鮮事歴の教授開始

第二節 朝鮮事歴教授の目的

第三節 朝鮮事歴の分析

第二章 郷土史教授の特性による朝鮮事歴の再構成

第一節 1922・23年版教科書に見る「教育の郷土化」の受容

第二節 朝鮮事歴の分析

第三節 朝鮮事歴に対する教師の反応とその背景

第三章 朝鮮事歴の郷土史からの逸脱

第一節 郷土教育運動の流入と郷土教育の進展

第二節 郷土史教授に対する教師の認識と授業実践の実際

第三節 朝鮮事歴の郷土史からの逸脱

第四節 朝鮮事歴の分析

第四章 郷土化の強化と朝鮮事歴の削減

第一節 朝鮮歴史教授事件と在朝日本人による朝鮮事歴批判

第二節 臨時歴史教科用図書調査委員会の設置と郷土化の強化

第三節 朝鮮事歴の削除

第五章 郷土史教授の特性から見た朝鮮事歴の歴史的意味

第一節 総督府の教授意図と教科書叙述および教授内容のズレ

第二節 朝鮮事歴・郷土史・日本歴史の関係

終章

4. 主要史料および参考文献

『朝鮮の教育研究』京城師範附屬朝鮮初等教育研究会。

『朝鮮教育新聞』朝鮮教育新聞社。

『文教の朝鮮』朝鮮教育会。

朝鮮総督府編纂『尋常小学国史補充教材』巻一（1920）・巻二（1921）。

朝鮮総督府編纂『尋常小学国史補充教材教授参考書』巻一（1920）・巻二（1921）。

朝鮮総督府編纂『普通学校国史』上（1922）・下（1923）。

朝鮮総督府編纂『普通学校国史教授参考書』（朝鮮事歴教材）1923。

朝鮮総督府編纂『普通学校国史』巻一（1932）・巻二（1933）。

朝鮮総督府編纂『普通学校国史』巻一（1937）。

朝鮮総督府編纂『尋常小学国史補充教材教授参考書巻二』, 1922。

朝鮮総督府編纂『尋常小学日本歴史補充教材教授参考書巻一』, 1920。

朝鮮教育会『普通学校新教科書研究会速記録』, 1923。

権五鉉『朝鮮総督府下における歴史教育内容史研究—国民意識形成の論理を中心に—』広島大学博士学位論文, 1999。

磯田一雄『「皇国の姿」を追って—教科書に見る植民地教育文化史—』皓星社, 1999。

佐野通夫『日本植民地教育の展開と朝鮮民衆の対応』社会評論社, 2005。